



# 島根県報

平成30年7月6日（金）

号外第96号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（管 財 課）	2
物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱の一部改正	（総務事務センター）	21

### 【公 告】

平成31年から平成33年までに島根県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札参加者の資格審査の実施	（管 財 課）	27
平成31年から平成33年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札参加者の資格審査の実施	（総務事務センター）	29

**告 示****島根県告示第483号**

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）の一部を次のように改正する。

平成30年 7 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第1項を次のように改める。

入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定を受けようとする者の商号又は名称、代表者の氏名、認定を希望する業務その他入札参加資格審査に必要な事項を資格申請システム（島根県電子調達共同利用システムから当該システムを利用する地方公共団体に、入札参加資格の認定を申請することができるシステムをいう。以下同じ。）から入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、入札参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出することにより申請することができる。

第3条第3項中「第1項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項ただし書及び前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、申請者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
- (2) 個人にあつては、身分証明書又はその写し
- (3) 営業経歴書
- (4) 業務に係る資格及び許認可等調書
- (5) 役員等名簿
- (6) 代理人を定める場合にあつては、委任状
- (7) 業態調書
- (8) 誓約書
- (9) 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- (10) 法人にあつては、財務諸表
- (11) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- (12) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- (13) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (14) 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
- (15) 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
- (16) 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあつては、当該登録証の写し
- (17) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- (18) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

第4条第2項中「及び入札参加資格を有する者であつて種別の追加を受けようとするものに限るもの」を削り、同条第3項第1号中「年の」を「年度の」に改め、同項に次の1号を加える。

- (1) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた事項

第5条第4項中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第6条中「結果は、」の次に「資格申請システム又は」を加え、「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第7条中「を受けた者の」を「に係る」に改める。

第8条中「、入札参加資格審査申請書の記載事項のうち」を削り、「入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第5号）により」を「当該変更のあった事項の内容その他必要な事項を資格申請システムに入力して」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第4号）を知事に提出することにより届け出ることができる。

第8条第3号中「代表者の」の次に「職及び」を加え、同条第4号中「使用印鑑」を「役員等名簿」に改め、同条第5号中「代表者の」の次に「職及び」を加え、同条第6号中「第2条第1項」の次に「又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成29年松江市条例第123号）第2条第1項」を加え、同条第7号中「浄化槽法」の次に「（昭和58年法律第43号）」を加え、同条に次の1号を加える。

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた事項

第12条中「様式第8号」を「様式第10号」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「又は」を削り、「判明したとき」の次に「、又は前条の規定による申請があったとき」を加え、同条を第14条とする。

第10条中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入札参加資格の取消し申請)

**第13条** 入札参加資格者は、第5条の規定による認定の取消しを受けたいときは、必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、入札参加資格取消申請書（様式第9号）を知事に提出することにより申請することができる。

第9条第2項中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(登録業務の変更申請)

**第9条** 入札参加資格者は、第5条第4項の規定により登録された業務を変更しようとするときは、必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、入札参加資格登録業務変更申請書（様式第5号）を知事に提出することにより申請することができる。

(登録業務の変更の審査及び結果の通知)

**第10条** 知事は、前条の申請があったときは、第4条第3項に掲げる事項について審査を行い、入札参加資格を認定するものとする。この場合において、変更の審査の結果による格付については、第5条の規定を準用する。

2 前項の審査の結果は、入札参加資格登録業務審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の審査により変更の認定を受けた者は、当該認定の日から直前の定期審査に係る有効期間の末日までの期間入札参加資格を有する。

様式第1号中

「住 所	
<sup>ふ</sup> <sup>り</sup> <sup>が</sup> <sup>な</sup>	
商号又は名称	
<sup>ふ</sup> <sup>り</sup> <sup>が</sup> <sup>な</sup>	
代表者職氏名	Ⓜ を
(電話	— — )
(FAX	— — )
(担当者氏名	)」

「所 在 地

<sup>ふ</sup> <sup>り</sup> <sup>が</sup> <sup>な</sup>	
商号又は名称	
<sup>ふ</sup> <sup>り</sup> <sup>が</sup> <sup>な</sup>	
代表者職氏名	Ⓜ

(個人にあつては、住所及び氏名)

(電話 — — ) に、  
 (FAX — — )  
 (担当者氏名 )  
 (担当者電話 — — )  
 (担当者FAX — — )」

## 「4 営業経歴書 (様式第2号)

- 5 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- 6 使用印鑑届 (別紙2)
- 7 役員等名簿 (別紙3)
- 8 印鑑証明書又はその写し
- 9 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
- 10 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書 を
- 11 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- 12 障害者雇用状況報告書の写し
- 13 しまねゆめいくカンパニー認定書の写し
- 14 こっころカンパニー認定書の写し
- 15 しまね女性の活躍応援企業登録証の写し
- 16 その他知事が必要と認めた書類 」

## 「4 営業経歴書 (別紙2)

- 5 業務に関する資格及び許認可等調書 (別紙3)
- 6 役員等名簿 (別紙4)
- 7 代理人を定める場合にあつては、委任状 (別紙5)
- 8 業態調書 (別紙6)
- 9 誓約書 (別紙7)
- 10 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- 11 法人にあつては、財務諸表
- 12 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書 に改め
- 13 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- 14 障害者雇用状況報告書の写し
- 15 しまねゆめいくカンパニー認定書の写し
- 16 こっころカンパニー認定書の写し
- 17 しまね女性の活躍応援企業登録証の写し
- 18 ISO14001認証取得登録証の写し
- 19 その他知事が必要と認めた書類 」

る。

様式第1号の別紙2を次のように改める。

別紙 2

営 業 経 歴 書								
商号又は名称						年 月 日		
営業品目 及び営業 比率	営 業 品 目		営業比率		営 業 品 目		営業比率	
			%				%	
			%				%	
			%				%	
			%				%	
営業所等	名 称		所 在 地			希望する営業品目		電話番号
自己資本 額	区 分		直前決算額		利益処分 (損失処理)		計	
	資 本 金		千円		千円		千円	
	準 備 金		千円		千円		千円	
	積 立 金 等		千円		千円		千円	
	繰越利益 (損失) 金		千円		千円		千円	
計		千円		千円		千円		
流動比率	$\frac{\text{流動資産 ( 千円)}}{\text{流動負債 ( 千円)}} \times 100 = \text{ } \% \text{ (小数点以下切り捨て)}$							
従業員数 (重複して カウントし ない。)	清掃業務	警備業務	貯水槽清掃業務	害虫等防除 業務	浄化槽保守 点検業務	浄化槽清掃 業務	廃棄物処理 業務	空調機器 保守点検 業務
	人	人	人	人	人	人	人	人
	昇降機保守 点検業務	消防用設備 点検業務	オイルタンク清 掃点検業務	電気設備保 守点検業務	電話交換設 備保守点検 業務	ボイラー保 守点検業務	その他業務	計
人	人	人	人	人	人	人	人	
営業年数 (審査基 準日の前 日時点)	営業開始年月		営 業 年 数		現組織への変更		組織変更後年数	
	年	月	年	月	年	月	年	月
	営業品目		直前2年間の平均契約金額		直前1年間の島根県との契約 金額		直前1年間の島根県以外 の取引先との契約金額	
			千円		千円		千円	

営業実績		千円	千円	千円
		千円	千円	千円
		千円	千円	千円
	そ の 他	千円	千円	千円
	計	千円	千円	千円
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例第2条第1項又は松江市浄化槽保守点 検業者の登録に関する条例第2条第1項の 登録を受けている浄化槽保守点検業を営む 区域				
浄化槽法第35条第1項の許可を受けている 県内の市町村名				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 第1項の許可（浄化槽汚泥）を受けている 県内の市町村名（旧市町村名）				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 第1項の許可を受けている県内の市町村名				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 第6項の許可を受けている県内の市町村名				
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 有 ・ 無 （いずれかに○）			
	法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数（常用雇用労働者数）（A）			人
	雇用障害者数（B）	人	雇用率（B/A）	%
しまねゆめいくカンパニー認定	認定の有無 有 ・ 無 （いずれかに○）			
一般事業主行動計画の策定及び こころカンパニー認定	一般事業主行動計画の策定義務 有 ・ 無 （いずれかに○）			
	一般事業主行動計画の策定有無 有 ・ 無 （いずれかに○）			
	認定の有無 有 ・ 無 （いずれかに○）			
しまね女性の活躍応援企業登録	登録の有無 有 ・ 無 （いずれかに○）			
I S O 14001認証	取得の有無 有 ・ 無 （いずれかに○）			

※ 記入に際しては、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第4条第3項に係る事項にあっては同項に規定する日現在（審査基準日等）の内容を、それ以外の事項にあっては申請日現在の内容を記入すること。

※ 申請する業務に係る従業員が取得している資格及び許認可等については、別途「業務に係る資格及び許認可等調書」に記入すること。

※ ビルメンテナンス協同組合が行った契約については、これの引受け部分に相当する庁舎名、契約金額を記入すること。

様式第1号の別紙3中「住 所」を「所 在 地」に改め、同様式中別紙3を別紙4とし、別紙2の次に別紙3として次のように加える。

## 別紙 3

## 業務に関する資格及び許認可等調書

商号又は名称

番号	資格名	有資格者数 (人)	
		会社全体	うち県内
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

番号	許認可等の名称	許認可等機関	許認可等の有効期間
1			～
2			～
3			～
4			～
5			～
6			～
7			～
8			～
9			～
10			～

※ 希望した業務に関する資格及び許認可等を記入してください。

## 業種別許認可資格等一覧表

番号	業種	具体例	許認可資格等	
			必須	その他業務に関係する資格等 (資格審査参考)
1	清掃	庁舎、事務所及び施設の清掃		建築物清掃業登録、建築物環境衛生総合管理業登録
2	機械警備	機械警備による遠隔監視	警備業法第3条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えている公安委員会の認定	
3	警備員警備	警備員の常駐警備	警備業法第3条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えている公安委員会の認定	警備業法第23条に基づく施設警備業務1級資格者・施設警備業務2級資格者
4	貯水槽清掃	貯水槽の清掃、点検		建築物飲料水貯水槽清掃業登録
5	害虫等防除	建物内の鼠、白アリ、ゴキブリ等の防除		建築物ねずみ昆虫等防除業登録
6	浄化槽保守点検	浄化槽の保守点検	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録	浄化槽管理士
7	浄化槽清掃	浄化槽の清掃	浄化槽法第35条第1項の市町村長の許可及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の市町村長の許可（浄化槽汚泥）	
8	廃棄物処理	一般廃棄物、産業廃棄物（粗大ゴミ、廃油等）、特別管理産業廃棄物（廃油等）の収集運搬、処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の市町村長の許可、同法第14条第1項の都道府県知事の許可	
9	空調機器保守点検	空調機、熱源機器（ボイラーを除く。）、自動制御機器、中央監視装置の保守点検		空調機の保守点検 熱源器（ボイラーを除く。） 自動制御機器の保守点検 中央監視装置の保守点検
10	昇降機保守点検	エレベーター等の保守点検	昇降機検査資格者	
11	消防用設備点検	消防用設備の点検	特類・第1・2・3・4・5・6・7類消防設備士、 特種・第1・2種消防設備点検資格者	
12	オイルタンク清掃点検	オイルタンク等の清掃・点検・漏洩検査		定期点検技術者講習終了者、 地下タンク等定期点検事業者認定
13	電気設備保守点検	電気工作物、自家発電設備等の保守点検		電気主任技術者、第1・2種電気工事士、自家発電設備専門技術者
	電話交換設備保守点検	電話交換設備等の保守点検		工事担任者資格者（デジタル総合種、AI・DD総合種、AI第1種、DD第1種、D

14				D第2種、デジタル第1種、デジタル第2種、デジタル第3種、アナログ第1種、アナログ第2種、アナログ第3種)
15	ボイラー保守点検	ボイラー等の清掃・保守・点検・整備	ボイラー整備士	

注記 上記一覧表を参照のうえ、申請する業務ごとに必要な資格及び許認可等について、業務に関係する資格及び許認可等調書にその内容を記入すること。

様式第1号に別紙5から別紙7までとして次のように加える。

## 別紙 5

年 月 日

島根県知事 様

## 委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、島根県が発注する物品の売買、借入れ等又は庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に関し下記の権限を委任します。

所在地		
商号又は名称		
代表者職名		実 印
代表者氏名		

## 記

委任期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- 委任事項
- 1 入札及び見積に関する件
  - 2 契約締結に関する件
  - 3 契約の履行に関する件
  - 4 契約の履行に伴う代金請求及び受領に関する件
  - 5 その他 1 から 4 までに付帯する一切の件

受任者 1	委任の範囲		
	所在地		
	名 称	(フリガナ) -----	
	職 名		使用印
	氏 名		

受任者 2	委任の範囲		
	所在地		
	名 称	(フリガナ) -----	
	職 名		使用印
	氏 名		

受任者 3	委任の範囲		
	所在地		
	名 称	(フリガナ) -----	
	職 名		使用印
	氏 名		

## 別紙 6

## 業 態 調 査 書

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

## 1 資本関係に関する事項

## (1) 会社法第2条第4号の親会社

商号又は名称	所 在 地

## (2) 会社法第2条第3号の子会社

商号又は名称	所 在 地

## (3) 会社法第2条第4号の親会社を同一とする、子会社の関係を有する会社

商号又は名称	所 在 地

## 2 役員等の兼任に関する事項

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	所 在 地	役職

(注) 1 記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。

2 「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更生又は民事再生の途中である会社の管財人を記入すること。

なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。

3 異動があった場合は、速やかに届け出ること。

## 別紙 7

## 誓 約 書

私は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- 2 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

資格認定を受けた後、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、指名停止の措置又は資格認定を取り消されても異存ありません。

- 1 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者となったとき。
- 2 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていることが判明したとき。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているか否かを確認するため、島根県警察本部に対して照会が行われることに同意します。

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

（個人にあつては、住所及び氏名）

島根県知事

様

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とする。

様式第4号中「登録業種及び」を「登録業務及び」に、「登録業種」を「登録業務」に、「登録業種が」を「登録業務が」に、「業種で」を「業務で」に改め、同様式を様式第3号とする。

「住 所  
ふりがな  
 商号又は名称  
ふりがな  
 代表者職氏名 ㊟ を  
 様式第5号中 (電話 — — )  
 (FAX — — )  
 (担当者氏名 )」

「所 在 地

ふりがな  
 商号又は名称  
ふりがな  
 代表者職氏名 ㊟

(個人にあつては、住所及び氏名)

(電話 — — ) に改め、「審査を希望する業務の種目」を削り、「に対する証明書  
 (FAX — — )  
 (担当者氏名 )  
 (担当者電話 — — )  
 (担当者FAX — — )」

類」を「を証する書類」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第9条関係）

※受 付

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

申請者 所 在 地

ふりがな  
商号又は名称ふりがな  
代表者職氏名

㊞

(個人にあつては、住所及び氏名)

(電話 — — )

(F A X — — )

(担当者氏名 )

(担当者電話 — — )

(担当者F A X — — )

## 入札参加資格登録業務変更申請書

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項のうち、認定を希望する登録業務について、下記のとおり変更申請を行います。

なお、この変更申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 登録番号 第 号
- 2 変更事項 (変更前後の登録業務について、全て記入)

	登 録 業 務
変更前	
変更後	

備考 変更事項の内容を証する書類を添付すること。

---

様式第8号中「第12条関係」を「第15条関係」に、「登録業種」を「登録業務」に改め、同様式を様式第10号とする。  
様式第7号中「第10条関係」を「第12条関係」に、「登録業種及び」を「登録業務及び」に、「登録業種」を「登録業務」に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第9号（第13条関係）

※受 付

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

申請者 所 在 地

ふりがな  
商号又は名称ふりがな  
代表者職氏名

㊟

(個人にあつては、住所及び氏名)

(電話 — — )

(F A X — — )

(担当者氏名 )

(担当者電話 — — )

(担当者F A X — — )

## 入札参加資格取消申請書

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた入札参加資格の取消しを受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 登録業務及び番号 登録業務  
番 号 第 号
- 2 取消申請理由（該当する番号に○）
  - (1) 廃業による
  - (2) その他 [ ]

様式第6号中「第9条関係」を「第11条関係」に、

<p>「住 所  <small>ふりがな</small>          商号又は名称  <small>ふりがな</small>          代表者職氏名          (電話 — — )          (FAX — — )          (担当者氏名 )」</p>	<p>「所 在 地  <small>ふりがな</small>          商号又は名称  <small>ふりがな</small>          代表者職氏名 ㊤          (個人にあつては、住所及び氏名)          ㊤ を (電話 — — ) に、          (FAX — — )          (担当者氏名 )          (担当者電話 — — )          (担当者FAX — — )」</p>
---	---

「1 再審査を希望する業務の種目  
 2 登録番号 第 号 を 「1 登録番号 第 号  
 3 変更事項 」 2 変更事項 」に改め、同様式を様式第7号とし、同様式の

前に次の1様式を加える。

様式第6号 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

島根県知事



入札参加資格登録業務審査結果通知書

先に提出された入札参加資格登録業務変更申請書を審査した結果、  
 資格があるものと認定しましたので通知します。  
 資格がない

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録業務及び格付

登 録 業 務		格付
庁舎の清掃業務		
庁舎の機械警備業務		
庁舎の警備員警備業務		
庁舎の貯水槽清掃業務		
庁舎の害虫等防除業務		
庁舎の浄化槽保守点検業務		
庁舎の浄化槽清掃業務		
庁舎の廃棄物処理業務	一般廃棄物の収集運搬	
	一般廃棄物の処分	
	産業廃棄物の収集運搬	
	産業廃棄物の処分	
	特別管理産業廃棄物の収集運搬	
	特別管理産業廃棄物の処分	
庁舎の空調機器保守点検業務	空調機の保守点検	
	熱源機器（ボイラーを除く。）の保守点検	
	自動制御機器の保守点検	
	中央監視装置の保守点検	
庁舎の昇降機保守点検業務		
庁舎の消防用設備点検業務		
庁舎のオイルタンク清掃点検業務		
庁舎の電気設備保守点検業務	電気工作物の保守点検	
	自家用発電設備の保守点検	
庁舎の電話交換設備保守点検業務		
庁舎のボイラー保守点検業務		

注 ○印を付した登録業務が今回認定する業務である。ただし、浄化槽保守点検業務、浄化槽清掃業務及び廃棄物処理業務については、当該業務につき、法令、条例等に基づく許可を受けている区域に限る。

- 3 登録有効期限 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 島根県との取引 有 支店等の名称  
 をする支店等 無 その代表者  
 所 在 地

## 附 則

この告示は、平成30年7月6日から施行し、平成31年から平成33年までに県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

## 島根県告示第484号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項第1号中「第167条の4の規定」を「第167条の4第1項各号のいずれか」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

第3条第1項を次のように改める。

入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定を受けようとする者の商号又は名称、代表者の氏名、認定を希望する営業種目その他入札参加資格審査に必要な事項を資格申請システム（島根県電子調達共同利用システムから当該システムを利用する地方公共団体に、入札参加資格の認定を申請することができるシステムをいう。以下同じ。）から入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、入札参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出することにより申請することができる。

第3条第2項中「前項」を「第1項ただし書及び前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、申請者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 業者基本情報その2（島根県物品）
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 個人にあつては、身分証明書
- (4) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- (5) 役員等名簿
- (6) 島根県が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に当たって代理人を定める場合にあつては、委任状
- (7) 島根県税に係る納税証明書
- (8) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- (9) 環境大臣が定めるエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21認証・登録を受けている場合にあつては、当該認証・登録証の写し
- (10) 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書面の写し
- (11) 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書面の写し
- (12) 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあつては、当該登録証の写し
- (13) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (14) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

第6条中「登録が終了したときは、直ちに申請者に入札参加資格審査結果通知書により」を「入札参加資格の審査結果

を申請者に」に改める。

第8条中「遅滞なく資格審査申請書記載事項変更届（様式第2号）により」を「直ちに当該変更のあった事項の内容その他必要な事項を資格申請システムに入力して、」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第2号）を知事に提出することにより届け出ることができる。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 役員等名簿

第9条第1号中「第2条第2項第1号」の次に「又は第2号」を加える。

第12条を次のように改める。

**第12条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

様式第1号（別紙及び別記営業種目一覧表を除く部分に限る。）を次のように改める。

## 様式第1号（第3条関係）

※登録番号	3	2	0	1					
-------	---	---	---	---	--	--	--	--	--

※の欄は記入しないこと。

年 月 日

島根県知事 様

## 入札参加資格審査申請書

島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る入札に参加する資格の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

（個人のみ）

私は、入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請者

種 別	法人 ・ 個人 （いずれかに○をしてください。）		
所 在 地 （個人は、代表者住所）	（フリガナ）		
所在地が登記簿上の所在地 と異なる場合は、その理由 を記載してください。			
商号又は名称	（フリガナ）		
代表者職名		実印	使用印
代表者氏名	（フリガナ）		
電 話 番 号		F A X 番 号	

担当者情報

担当者の氏名	（フリガナ）	担当者の電話番号	
		担当者のFAX番号	
担当者メールアドレス （ある場合記入）			

基本情報

I S O 1 4 0 0 1 の 認 証 状 況	認証あり ・ 認証なし （いずれかに○をしてください。）		
エコアクション21の認証・登録状況	認証・登録あり ・ 認証・登録なし （いずれかに○をしてください。）		
しまねゆめいくカンパニーの認定状況	認定あり ・ 認定なし （いずれかに○をしてください。）		
こっころカンパニーの認定状況	認定あり ・ 認定なし （いずれかに○をしてください。）		
しまね女性の活躍応援企業登録状況	登録あり ・ 登録なし （いずれかに○をしてください。）		
障 害 者 の 雇 用 状 況 報 告	報告義務あり ・ 報告義務なし （いずれかに○をしてください。）		
	報告雇用率	%	（報告義務がある場合に記入してください。）
	雇用人数	人	（報告義務がない場合に記入してください。）
県内の営業所の所在地 （市町村名を記入してください。）	あり ・ なし （いずれかに○をしてください。）	（市町村名）	
印刷設備保有状況（大分類3「印刷製本」に登録する者のみ記入してください。）			
D T P 設 備	島根県内に設備あり・島根県内に設備なし（いずれかに○をしてください。）		
印 刷 設 備	カ ラ ー 印 刷 機	島根県内に設備あり・島根県内に設備なし（いずれかに○をしてください。）	
	モ ノ ク ロ 印 刷 機	島根県内に設備あり・島根県内に設備なし（いずれかに○をしてください。）	

	プリントオンデマンド機	島根県内に設備あり・島根県内に設備なし（いずれかに○をしてください。）		
製	本	設	備	島根県内に設備あり・島根県内に設備なし（いずれかに○をしてください。）
県内工場	所 在 地			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

注1 使用印の欄には、申請者が物品の売買、借入れ等に係る入札及び見積り並びに契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用する印鑑を押してください。

注2 申請者が注1に掲げる行為に係る権限を全て委任する場合は、使用印の欄には、押印しないでください。

様式第1号別紙中「中分類」を「小分類」に改め、同様式別記営業種目一覧表中「中分類」を「小分類」に改める。

様式第2号を次のように改める。

## 様式第2号（第8条関係）

年 月 日

島根県知事

様

入札参加資格審査申請書記載事項変更届

先に提出した入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

登録番号	3	2	0	1						
所在地 (個人は、代表者住所)	(フリガナ)									
商号又は名称	(フリガナ)									
代表者職名										実印
代表者氏名	(フリガナ)									

## 担当者情報

担当者の氏名	(フリガナ)	担当者の電話番号	
		担当者のFAX番号	
担当者メールアドレス (ある場合記入)			

変更事項	変更年月日	記載事項	
		変更前	変更後

## 附 則

この告示は、平成30年7月6日から施行し、平成31年から平成33年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

## 公 告

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号。以下「要綱」という。）に基づき、平成31年から平成33年までに島根県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 資格審査の対象となる業務

- (1) 庁舎の清掃業務
- (2) 庁舎の機械警備業務
- (3) 庁舎の警備員警備業務
- (4) 庁舎の貯水槽清掃業務
- (5) 庁舎の害虫等防除業務
- (6) 庁舎の浄化槽保守点検業務
- (7) 庁舎の浄化槽清掃業務
- (8) 庁舎の廃棄物処理業務
- (9) 庁舎の空調機器保守点検業務
- (10) 庁舎の昇降機保守点検業務
- (11) 庁舎の消防用設備点検業務
- (12) 庁舎のオイルタンク清掃点検業務
- (13) 庁舎の電気設備保守点検業務
- (14) 庁舎の電話交換設備保守点検業務
- (15) 庁舎のボイラー保守点検業務

## 2 資格審査の申請手続

## (1) 申請方法

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」により申請を行う。

## (2) 提出書類

- ア 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
- イ 個人にあつては、身分証明書又はその写し
- ウ 営業経歴書
- エ 業務に係る資格及び許認可等調書
- オ 役員等名簿
- カ 代理人を定める場合にあつては、委任状
- キ 業態調書
- ク 誓約書
- ケ 国税及び島根県における県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し

- コ 法人にあつては、財務諸表
- サ 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- シ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- ス 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
- セ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
- ソ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
- タ 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあつては、当該登録証の写し
- チ 国際標準化機構が定めた規格 I S O14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- ツ 82円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）
- テ アからツまでに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

なお、登記事項証明書、身分証明書並びに国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

### (3) 書類の作成に用いる言語等

営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

### (4) 書類の受付期間

ア 平成30年9月3日（月）から同月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

郵送の場合は、平成30年9月28日（金）までの消印があるものを有効とする。

イ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (5) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県総務部管財課財産活用推進スタッフ

## 3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第4条第3項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

## 4 申請書類及び入札参加資格審査申請手引きの交付開始日及び交付方法

(1) 交付開始日 平成30年7月6日（金）

(2) 交付方法 島根県総務部管財課ホームページから取得すること。

## 5 登録の有効期間

平成31年1月1日から平成33年12月31日まで

## 6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、資格申請システムの認定完了メール及び入札参加資格審査結果通知書により申請者に通知する。

## 7 入札参加資格審査を受けることができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(4) 国税及び島根県における県税を滞納している者

(5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

#### 8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課財産活用推進スタッフ

電話 0852-22-6197 F A X 0852-22-6037

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号。以下「要綱」という。）に基づき、平成31年から平成33年までに島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 資格審査の対象となる営業種目

大 分 類		小 分 類		取扱品目（例示）
番号	種 別	番号	種 目	
1	文具・事務用機器類	(1)	紙類	和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等
		(2)	文具	文房具
		(3)	事務機器	謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等
		(4)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム（CAD）、ソフトウェア等
		(5)	印章	木印、ゴム印等
2	調度品類	(1)	木製家具	木製机、木製椅子、水屋等
		(2)	鋼製家具	金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等
		(3)	装飾	室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
3	印刷製本	(1)	活版・平版印刷	活版、平版、オフセット
		(2)	軽印刷	
		(3)	フォーム印刷	
		(4)	特殊印刷	シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等
		(5)	複写	青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き付け等
		(6)	出版・製本・製作	出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン
4	機械器具類	(1)	医療機器	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等
		(2)	工作機器	施盤、研削盤、ミシン等
		(3)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(4)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(5)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話器、ファクシミリ、乾電池等
		(6)	光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等

		(7)	冷暖房機器	冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等
		(8)	厨房機器	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水機、オーブン等
		(9)	諸機器	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等
5	車両船舶類	(1)	車両類	自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理
		(2)	船舶	鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理
		(3)	航空機	飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
6	図書・教材類	(1)	書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等
		(2)	教材用具	各種教材、教材用ビデオソフト、CD、視聴覚機器等
		(3)	運動用具・レジャー用品	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等
		(4)	楽器	各種楽器
		(5)	標本・美術品	模型、標本、見本、書画、骨とう等
7	薬品類	(1)	医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等
		(2)	動物薬品	
		(3)	農業薬品	除草剤、殺虫剤、農薬等
		(4)	工業薬品	凍結防止剤等
		(5)	衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等
		(6)	診療材料	一般及び特定保険診療材料等（カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等）
8	燃料・油脂類	(1)	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油等
		(2)	石炭、木炭、薪	石炭、木炭、薪、コークス、練炭等
		(3)	ガス	プロパン、ブタン、アセチレン、水素等
		(4)	諸油	潤滑油等
9	材料類	(1)	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等
		(2)	セメント・アスファルト	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールタール等
		(3)	骨材	砂、砂利、碎石等
		(4)	建材	木材、合板等
		(5)	諸材料	ガラス、土石等
10	繊維類	(1)	被服	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等
		(2)	寝具	布団、毛布、敷布、枕等
		(3)	その他の繊維製品	幕類、旗類、テント、染物、 <sup>どん</sup> 緞帳等
11	警察・消防用品	(1)	警察用品	警棒、手錠、鑑識用機械器材等
		(2)	消防保安用品	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑類	(1)	百貨	百貨、雑品等
		(2)	時計、貴金属	時計、金、銀、宝石、指輪等
		(3)	金物、荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹籠等
		(4)	ゴム・樹脂製品	ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等
		(5)	皮革	靴、 <sup>かばん</sup> 鞆等

		(6)	食品	農産品、果実類、工産品（酒、食用油等）、畜産品、水産品等
		(7)	動物	牛、豚等
		(8)	看板	紙・布看板、金属看板等
		(9)	塗料、染料	
		(10)	種苗	種子、苗木等
		(11)	花木	生花、造花等
		(12)	諸雑	飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
13	売払品	(1)	生産品	
		(2)	不用品	金属、紙等
14	借入品	(1)	事務機器	複写機、シュレッダー等
		(2)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品等
		(3)	家具	家具類
		(4)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(5)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(6)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器等
		(7)	車両船舶	各種車両船舶類
		(8)	寝具	寝具類
		(9)	その他	

## 2 資格審査の申請手続

### (1) 申請方法

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」により申請を行う。

### (2) 提出書類

ア 業者基本情報その2（島根県物品）

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、身分証明書

エ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

オ 役員等名簿

カ 島根県が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に当たって代理人を定める場合は、委任状

キ 島根県税に係る納税証明書

ク 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001認証を取得している場合は、その登録証の写し

ケ 環境大臣が定めるエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21認証・登録を受けている場合は、当該認証・登録証の写し

コ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合は、当該認定を証する書面の写し

サ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合は、当該認定を証する書面の写し

シ 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合は、当該登録証の写し

ス 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合は、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し

なお、登記事項証明書、消費税等に係る納税証明書及び島根県税に係る納税証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

### (3) 書類の作成に用いる言語等

提出書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(4) 書類の受付期間及び提出方法

ア 定期審査にあつては、平成30年9月3日（月）から同月28日（金）までに郵送すること（当日消印有効）。

イ 随時審査にあつては、平成31年1月4日（金）から平成33年11月15日（月）までに郵送し、又は持参すること（郵送の場合は、当日消印有効）。

ウ 随時審査の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日並びに12月29日から1月3日までの間を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(5) 書類の提出先

ア 郵送の場合

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

イ 持参の場合

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

3 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

(4) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3の規定に該当しない者

4 入札参加者の資格審査

要綱に基づき、提出書類について審査を行う。

5 申請書類

(1) 交付開始日

平成30年7月6日（金）

(2) 交付方法

島根県総務部総務事務センターのホームページによる。

6 登録の有効期限

(1) 定期審査に係るものにあつては、平成31年1月1日から平成33年12月31日まで

(2) 随時審査に係るものにあつては、認定した日から平成33年12月31日まで

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、資格申請システムから「認定完了メール」を送信する。

8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5336 F A X 0852-22-6171